

1. 安全の基本的な方針と安全目標

運輸安全マネジメントを導入して新たな安全管理体制を築き 7 期目を迎えました。PDCAサイクルを機能させて輸送の安全に対する取り組みを充実させ、安全安心な鉄道の提供に努めています。2006 年の鉄道事業法改正に伴い制定した安全管理規程では、その後の見直しの際にも、創業以来培ってきた安全思想を元に制定した「安全の基本的な方針」を継続しています。昨年度から連続して発生させた事故や不祥事につきましては、現在、原点に立ち返り、安全を最優先する意識の再徹底や風通しのよい社風の浸透定着等を進め、社会からの信頼を取り戻すことができるよう取り組んでおります。

1-1 安全の基本的な方針

1-1-1 安全スローガン

「すべてはお客様のために すべては安全のために」

「安全の基本的な方針」の遵守や安全目標の継続に対して、鉄道従事員全員の安全に対する意識を高め、気持ちを一つに取り組むよう「安全スローガン」を設けています。このスローガンは、運輸安全マネジメントを開始した 2006 年 10 月以前から、全社一丸となって取り組んでいるもので、様々な業務に取り組みながらも、常に念頭に置き、お客様の笑顔を引き続き守り続けるよう掲げています。

1-1-2 輸送の安全の確保に係る行動規範

安全管理規程の第 3 条には、「安全に関する基本的な方針」を定めています。この 7 つの条項は、「運転の安全の確保に関する省令」の安全綱領や一般準則をエッセンスとして取り入れ、現在の鉄道事業における基本的な方針として定められたものです。日々の業務だけでなく、出退勤時やプライベートの時でも意識し確認できるように、輸送の安全の確保に係る行動規範として小冊子にまとめ、鉄道事業に関係する社員やグループ会社の社員全員が携帯しています。

安全輸送の確保

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

運転状況の熟知・設備の安全

自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。

人命尊重

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

継続的な改善・変革

常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

法令・規程の遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。

確認励行・安全最優先

作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

正確迅速な情報伝達

作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。

